

2024年11月議会 総括質問原稿

2024年11月29日

静岡市議会議員

松谷 清

1 ジェンダー平等、多様な生き方が尊重される社会について

国連の女性差別撤廃委員会は10月29日選択的夫婦別姓を実現するための法改正について女性が希望すれば結婚後も旧姓を維持できるよう法改正を求める勧告を出しました。国会の比較多数を占める自民党の総裁選挙においても、第二党の立憲民主党代表選挙においても、多くの野党の公約でも取り上げられ有権者の多数は選択的夫婦別姓制度を容認しています。NHK世論調査で62%が賛成、経団連・経済同友会も政府に推進を要望しています。国での法制化議論を求める自治体議会意見書は426議会です。私自身、妻方姓に入籍、旧姓で40年、法制化に期待をしています。また性的少数者の婚姻を認めない現民法に対し3月札幌高裁、10月東京高裁は違憲判断を示しました。静岡市含め459の自治体がパートナーシップ宣誓制度を採用しており、本市では宣誓制度利用者が申出を行うことで住民票の続柄を「縁故者」との記載することを可能としています。

《1回目》

<松谷清議員 質問>

- 1, 選択的夫婦別性の法制化及びその主張の背景にジェンダー平等の実現があることについてどのように考えるか。また性的少数者の婚姻及びパートナーシップ制度についてどのように考えるか。市長に伺います。

<市民局長 答弁>

- ・現在の民法では、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏(うじ)を改めなければならないとされている。現実には、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的に多数となっている。女性の社会進出等に伴い、氏を改めることによる職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失などを背景として、ジェンダー平等の観点から選択的夫婦別姓の法制化を求める意見があると承知している。
- ・選択的夫婦別姓制度の法制化は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であるので、国において国民の理解のもとに進められるべきものと考えている。
- ・性的少数者にとって、パートナーとの間で法的に認められた関係になることは充実した社会

生活を送るうえでの基盤となるものだが、この婚姻については、国において議論を深めているので、引き続き国の動向を注視していきたいと考えている。

・本市では、現在の婚姻制度を利用することができない者又はそれを利用することが容易でない者の生活上の困難及び生きづらさの解消を図り、多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を実施し、適用される行政サービスの拡充に努めてきた。今後も引き続き、他都市との連携を深めるなど、制度の充実を着実に進めていく。

＜松谷清議員 質問＞

2. 所管局に伺います。

1) 静岡市の市職員の旧姓使用制度について、男女別の推移と今後の運用の考え方はどうか。

＜総務局長 答弁＞

旧姓使用している正規職員数の男女別の推移は、15年前の2009年度は女性42人、男性0人の計42人、10年前の2014年度は女性55人、男性2人の計57人、5年前の2019年度は女性111人、男性5人の計116人、2024年度は11月1日現在で女性192人、男性9人の計201人と年々増加している。

旧姓使用制度は、職員が互いに個性を尊重し、働きやすい職場環境づくりを目的に実施している。

今後も引き続き、職員が利用しやすいよう制度の趣旨を周知し、旧姓使用を希望する職員の意思を十分尊重していく。

＜松谷清議員 質問＞

2) 本市において、住民票の続柄を「夫(未届)または「妻(未届)と記載されている事実婚の方々の実数はどれくらいいるか。また、その方々の市営住宅入居世帯数及び市立病院における患者の病状説明時の同席の扱いはどのようになっているか。

＜市民局長 答弁＞

・「未届」の方の数は、令和6年11月21日現在で、「夫(未届)」の方は、18人、「妻(未届)」の方は、98人となっている。

・市営住宅の入居世帯数は、令和6年11月19日現在で、12世帯となっている。

・市立病院では、患者本人から明確な意思表示があった場合は、事実上の婚姻関係の有

無に関わらず、同席を認めている。

<松谷清議員 質問>

3)本市においてパートナーシップ宣誓制度を活用されている方々はどれくらいいるか。あわせてその方々の市営住宅入居世帯数及び市立病院における患者の病状説明時の同席についての扱いはどうなっているか。また、宣誓者で住民票の続柄を「縁故者」と記載することを申出されている方の実数はどれくらいいるのか。

<市民局長 答弁>

- ・本市のパートナーシップ宣誓制度を宣誓している方々は、令和6年11月21日現在で39組となっている。
- ・市営住宅の入居世帯数は、令和6年11月19日現在、2世帯となっている。
- ・市立病院では、患者本人から明確な意思表示があった場合は、パートナーシップ宣誓の有無に関わらず、同席を認めている。
- ・宣誓者のうち住民票上の続柄を「縁故者(えんこしゃ)」としている方は、今のところいない。

《2回目》

<松谷清議員 質問>

市職員の旧姓使用者が15年間で5倍、201人、また選択的夫婦別姓制度が実現していない中での事実婚を選択している方々116組、同性婚の婚姻が法律で認められていないためパートナーシップ宣誓制度を選択している方々39組、ジェンダー平等・多様な生き方の広がりを実感します。報道によりますと、東京都世田谷区は11月から同性カップルの住民票の続柄に、事実婚と同じ「夫(未届)」や「妻(未届)」と記載できると発表しました。こうした中で3点伺います。

- 1, 本市において、住民票の「夫(未届)」または「妻(未届)」と記載されている事実婚の方々の行政サービスと同性のパートナーシップ宣誓者が受けられる行政サービスを比較した場合の差異はどのようになっているか。

<市民局長 答弁>

・事実婚は、法律上の婚姻の届出をしていない夫婦関係だが、健康保険の被扶養者や会社員の配偶者にあたる国民年金の第三号被保険者など、適用される行政サービスについて、個別の法律に、「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」等と規定

され、法律婚と同様の取扱いを受けるとされているものもある。

・パートナーシップ宣誓者に対する行政サービスの適用については個別の法律に規定はなく、実施主体となっている各自治体が、各行政サービスの根拠、趣旨などに鑑みてそれぞれ独自の判断で適用の可否を検討している。

したがって、本市では、同性のパートナーシップ宣誓者が受けられる行政サービスは事実婚と比べて限られている。

＜松谷清議員 質問＞

- 2, 本市の同性パートナーシップ宣誓制度により受けられる行政サービスについて先進的と言われる東京都世田谷区の行政サービスとの差異はどのようになっているか。

＜市民局長 答弁＞

・行政サービスの提供は、実施主体となっている各自治体がそれぞれ独自の判断で行っており、自治体ごとに提供内容に差がある。

そのため世田谷区で提供しているが、本市で提供していないサービス、反対に本市で提供しているが、世田谷区で提供していないサービスもある。このようなことから、本市と世田谷区のサービス内容を比較することは難しい。

・世田谷区が新たに、同性のパートナーシップ宣誓者の住民票の続柄を「未届」と選択することができる運用を始めたが、本市においては、住民票の続柄の違いにより、パートナーシップ宣誓者への行政サービスの提供に影響を与えないことから、今後も引き続き、他都市の先進事例を参考としながら、性的少数者など当事者の生きづらさや生活上の困難を解消するため宣誓者へのサービスの提供の充実を図っていく。

＜松谷清議員 質問＞

- 3, 本市の同性パートナーシップ宣誓者も住民票の続柄の記載において「夫(未届)」「妻(未届)」とすることはできないか。

＜市民局長 答弁＞

・本市では、宣誓者について事実上の親族相当であると認定し、申出を行うことで住民票上の続柄を一般的な取扱いの「同居人」ではなく、「縁故者(えんこしゃ)」と記載ができることとしている。

・「未届」と記載することについて、総務省は本年9月に「同性パートナーの続柄を、事実婚の

夫婦の続柄と同一にすることは、その続柄のみで、それが内縁の夫婦の方なのか、同性パートナーの方なのかが区別できなくなるにより、各種社会保障の窓口で適用の可否を判断するために追加的な確認作業が必要となり、実務上の支障をきたすおそれがある」等の見解を示している。

・本市でも、現時点では「未届」の記載は行っておりませんが、今後の国の動向などを注視し、必要に応じて検討していく。

《3 回目》

＜松谷清議員 質問＞

パートナーシップ宣誓制度の「未届」記載は今後に期待します。人生 100 年時代において、結婚や家族に対する考え方も変化しています。これからの社会の新しい価値観に基づく変革に向けて、ジェンダー平等や多様な生き方が尊重される社会が求められると思いますが、それに対する市の考え方を 3 点お聞きします。

- 1, 2022 年(R4)版男女共同参白書で「人生 100 年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」の特集内容についてどのように受け止めているのか。実は、若い女性の東京への流失の原因としての地域のジェンダーバイアスは白書で指摘されています。

＜市民局長 答弁＞

・白書で取り上げられているように、本市でも家族のかたちは変化しており、独身でいる人、離婚する人、再婚する人、結婚という形を取らずに家族を持つ人等様々である。家族に関する意識の変化に伴い、女性の人生は多様化し、遭遇するリスクも様々になっている。

・例えば、既婚女性は専業主婦といった仕事に就いていない場合はもちろん、働いている場合でも非正規の割合が高いため、収入が低いことが多く、配偶者との離婚や死別で貧困に陥るリスクがある。さらに、子どもがいる場合は、そのリスクが高くなる。また、DV を受けていても、経済的自立ができなければ逃れられず、身体的・精神的に追い詰められるリスクがある。

・このようなリスクを回避するためには、長い人生の中で女性が経済的困窮に陥ることなく、自分らしく暮らせるようにすることが重要である。そこで、女性の経済的自立を可能とする環境の整備や、女性の早期からのキャリア教育、男女共にワーク・ライフ・バランスの促進などが必要である。

・第4次男女共同参画行動計画では、「男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現」や、「労働の場における男女共同参画の実現」を基本目標に定め、これらの事項に取

り組んでいる。

<松谷清議員 質問>

2, 選択的夫婦別姓制度の導入、家族形態の多様性の容認、家族意識の変革について静岡市男女共同参画行動計画に位置付ける必要はないのか。

<市民局長 答弁>

・選択的夫婦別姓制度の導入、家族意識の変革については、計画上で位置づけていないが、家族形態の多様性の容認に関わる内容については、ひとり親家庭への支援や性的少数者への支援において、計画上で位置づけている。

・市男女共同参画行動計画については、時代の変化に合わせた男女共同参画に関する意識や社会の実態の変化を市民意識調査、各種統計調査などで把握し、そのデータに基づいて計画を策定し、毎年度、計画の進捗状況等を確認している。

・議員ご指摘の内容について、社会情勢の変化等をふまえ、必要があれば、検討していく。

<松谷清議員 質問>

3, 結婚後 95%が男性籍である現状も踏まえ、選択的夫婦別姓制度の導入に向けて、市民の意識を深めていく取組はあるのか。

<市民局長 答弁>

・選択的夫婦別姓制度の導入は、国において、国民の理解のもとに進められるべきものと考えている。